

## 「一般社団法人徳島県公認心理師・臨床心理士協会 倫理規程」

### （趣旨）

第1条 本規程は、一般社団法人徳島県公認心理師・臨床心理士協会（以下、「当法人」という。）定款第12条に基づき、当法人正会員（以下、「会員」という。）である公認心理師、臨床心理士に関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。

### （目的）

第2条 本規程は、当法人定款第12条に基づき、会員が行う臨床心理に関わる活動における倫理について、その適正を期することを目的とする。

### （倫理綱領）

第3条 当法人は、会員がその専門業務等に従事するに当たって遵守すべき事項に関する倫理綱領を、別に定める。

### （倫理委員会）

第4条 当法人は、本規程第2条及び第3条に係る事項を審議するために倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。なお、倫理委員会の運営については、当法人職能領域別部会・委員会・役員会規程に基づくこととする。

### （委員会の業務）

第5条 委員会は、前条の目的を達成するために、当法人会長（以下、「会長」という。）の指示の下に、以下の業務を行う。

- （1）倫理規程および倫理綱領等の改廃に関する審議
- （2）会員の倫理向上に向けての本会当法人への提言
- （3）会長からの諮問に基づく倫理違反に関する調査、審議及びその結果の答申
- （4）本会当法人への倫理に関する問い合わせについての本会当法人の職員等への助言
- （5）その他、会長が必要と認める業務

### （委員会の構成）

第6条 委員は、当法人理事会より選出された倫理担当理事1名及び理事会において承認された会員若干名をもって構成する（ただし、会長を除く。）。

- 2 委員長は、本条第1項の理事のうち、倫理担当理事が就くものとする。

### （委員会の運営）

第7条 委員長は、委員会を開催し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 倫理調査の被申立人となった委員は、委員会の職務を離れなければならない。

(委員会の調査)

第8条 本規程第5条の業務、または、その業務以外に倫理的問題と疑われる事案が発生し、事実確認が必要と認められた場合は、調査を行うことができる。

- 2 調査を行う委員（以下、「調査委員」という。）は2名以上とする。
- 3 調査委員は、原則として倫理委員会委員長が委員より指名する。ただし、委員長が必要であると判断した場合は、委員以外の会員から調査委員を任命することができる。
- 4 調査対象者と利害関係があるものは、調査委員から除く。
- 5 調査内容について専門的判断が必要であると委員長が認めた場合、委員長は、会員以外を相談役として任命し、調査内容に助言を求めることができる。
- 6 調査委員は、調査の結果を委員会にて報告しなければならない。

(委員会の報告)

第9条 本規程第5条第3項に定める業務については、委員会は、会長が諮問した日から起算して6か月以内に審議の結果を答申しなければならない。ただし、調査に期間を要する等の場合であって、会長が認めたときは、期間を延長することができる。

- 2 委員会は、審議に際して必要がある場合は、関連する職能諸団体の倫理審査担当者と連絡調整するものとする。
- 3 倫理違反が認められた場合に委員会が答申する処遇案は、厳重注意、教育・研修の義務づけ、一定期間内の会員活動の停止及び除名のいずれか、又はそのうちの2つを含むものとする。
- 4 本条第1項に規定する以外の業務については、必要に応じて会長に報告するものとする。

(処遇の決定及び公表)

第10条 最終的な処遇の決定は、委員会により答申された処遇案を基にして当法人理事会において理事の過半数の議決によって承認を得た後、会長がこれを行う。

- 2 理事会は、前項で決定された処遇を公表することができる。なお、公表の内容、方法及び期間については、理事会が決定する。

(記録の保管)

第11条 本規程第5条に定める業務に係る記録は、鍵のかかる場所に保管し、会長又は委員会委員長の許可なく閲覧することができないものとする。

- 2 業務に係る記録の保存年限は、文書保存規程に従うこととする。

附則 本規程は、2024年（令和6年）4月1日より施行する。